

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律における

宮崎型気候風土適応住宅の基準と解説

令和4年3月 策定
令和7年8月 改定

宮崎県建築連絡協議会

(特定行政庁：宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市)

目 次

はじめに.....	5
1 気候風土適応住宅の基準とは.....	7
(1) 気候風土適応住宅とは.....	7
(2) 気候風土適応住宅の基準とは.....	7
2 宮崎型気候風土適応住宅の基準.....	7
(1) 基準の目的.....	7
(2) 宮崎型気候風土適応住宅の基準.....	7
(3) 宮崎型気候風土適応住宅の基準の解説.....	9
① 自然通風の取り込みに配慮し、引き戸を多用した間取りであること.....	9
② 内部の建具は、地場製作による建具であること.....	9
③ 深い軒（軒の出寸法3尺（910mm）以上を設けることとし、妻側に窓がある場合には、庇（庇の出寸法1尺半（455mm）以上）を設けること.....	10
④ 夏場には換気、冬場には日差しの取り入れを目的とした掃き出し窓（窓台天端の床面からの高さが300mm以下のものを含む）を設けることとし、その幅の各階の合計が次の各区分に応じ、それぞれ定める基準以上であること.....	10
⑤ 窓の配置が対角・高低差、通風に配慮した位置であること.....	11
⑥ 外部空間（敷地の周囲に公園、緑地又は広場等がある場合は、それらを活用することを含む）について、通風や日差しに配慮した庭や樹木の配置等が行われていること【配慮事項】.....	11
⑦ 長さ2間（3,640mm）以上の太鼓梁を2本以上用いていること.....	12

⑧ 野地板は杉板等の県産材とし、軒裏が野地板現し又は自然素材による仕上げであること	12
⑨ 適所に手刻み加工による伝統的な継手仕口を用いていること	13
⑩ 屋根が瓦屋根又は茅葺屋根等の自然素材であること（軒先周りや下屋等については、軽量化のために金属屋根等とすることも可とする）	13
⑪ 外壁が無垢板張り又は漆喰塗、シラス塗等であること	13
⑫ 居室の壁を真壁とし、仕上げが無垢板壁、漆喰塗、シラス塗等又は和紙等の自然素材によるものであること	14
⑬ 居室の天井が野地板現し、板張り、竿縁天井、網代天井又は漆喰塗等の自然素材によるものであること	14
⑭ 床が畳又は無垢板張り（いずれも国産材に限る）であること	14
⑮ 県産木材（自然乾燥材推奨。一部に県外の国産材（古材を含む）を使用する場合も可とする）を使用した木造住宅であること	14
⑯ 地域の大工・職人が登用されていること	15
⑰ 宮崎やその地域に相応しい街並みや景観、風景となるよう配慮していること 【配慮事項】	15
⑱ 宮崎やその地域の植生を活用した緑化に配慮していること【配慮事項】	15
⑲ すだれ、よしずの利用や窓の開け閉め等の活用（雨戸、網戸、障子等の利用や濡れ縁、縁側の活用）により、気候風土を活用した住まい方ができること	15
(4) 基準の適用等	16
(5) 宮崎型気候風土適応住宅モデルプラン（平家建て）	17
宮崎型気候風土適応住宅モデルプラン（2階建て）	20

3 宮崎型気候風土適応住宅の運用	24
(1) 宮崎型基準の利用	24
(2) 宮崎型気候風土適応住宅チェックリスト（別紙1）	24
(3) 運用上の注意点	24
①増改築	24
②変更の取扱い	25
③工事監理【重要】	25
④維持管理（修繕等）	25
⑤設計者の建築主に対する説明（住まい方）	26
4 宮崎型気候風土適応住宅の改正履歴と適用	26
参考：参照条文	27
参考様式他	26

はじめに

2020年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする^①、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がありますが、国全体のCO₂等総排出量の約4割を占める建築物分野の脱炭素化が急務となっています。

そこで、建築物の使用段階（光熱水関連）のエネルギー消費に伴うCO₂等排出量（オペレーショナルカーボン）の一部の削減について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）の省エネルギー対策を通じて措置され、2025年4月には住宅を含むすべての建築物において省エネ基準への適合が義務づけられたところです。さらに2030年、2050年には省エネ基準の段階的引き上げが予定されており、今後は規制・基準の強化が進むこととなります。この流れの中で、住宅等は、断熱性能を確保しやすいように、窓は小さくなり、壁は大壁とし天井を張り断熱材を入れやすいような造りが主流になると考えられます。

一方で、本県には、高温多湿な気候に対して夏には庇等により強い日差しを遮ながら大きな窓から通風を確保し、冬にはその大きな窓から日照を室内に取り込むような配慮がされた宮崎の気候風土に適応した住宅や古民家^②など、継承されてきた宮崎らしい住まいがあります。これらは地域に根ざした省資源・低エネルギーな住まい・住まい方でありながら、省エネ性能確保の評価においては不利な要素を多く含んでいるため、規制・基準の強化の中で失われていく恐れがあります。

省エネ性能の向上は、将来の世代も安心して暮らせる持続可能な経済社会をつくるために必要なことですが、宮崎の気候風土に応じて継承されてきた住宅や住まい方のように、地域の材料や通風、日射の活用により優れた居住環境を確保できる住宅を今後も整備できるようにすることも大切なことです。

このようなことから、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）」附則第2条において、所管行政庁がその地方の自然的社会的条件の特殊性により必要と認めて定めた条件に適合する住宅（以下、「気候風土適応住宅」という。）については、同令第1条第1項第2号イの外皮基準への適用が免除できる旨が定められています。

本県では、この規定に基づき、宮崎らしい住まいやその住まい方、これらを作ってきた地

^① 排出を全体としてゼロ： 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

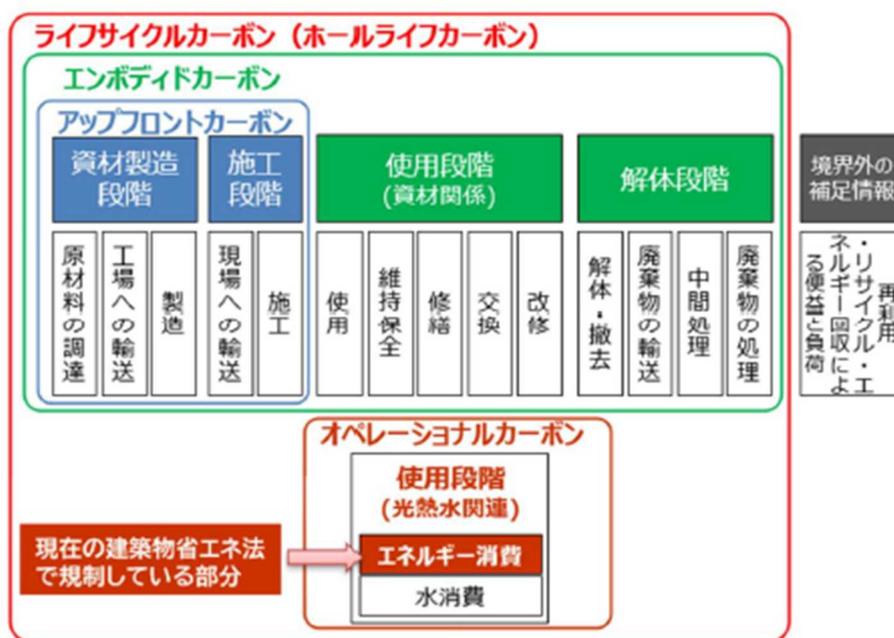
^② 古民家： 石場建てや貫構造、大黒柱をはじめとする大径材、構造体を兼ねる差し鴨居、茅葺きの屋根といった特徴を有し、これらの要素は断熱材が入りにくいなど省エネ性能確保において不利になる。

域の材料、大工・建築職人やその技術、これらが構成する宮崎の景観を、本県の貴重な財産として、未来に残し継承するために、宮崎型気候風土適応住宅の基準（以下、「宮崎型基準」という。）を令和4年3月に定め、令和7年8月に改定しました。

一方、建築物分野におけるCO₂等総排出量の約4分の1（国全体の約1割）が資材製造段階、施工段階、使用段階（資材関係）、解体段階のCO₂等排出量（エンボディドカーボン）となっています。建築物の一層の脱炭素化を図るためには、その一部を建築物省エネ法で規制するオペレーショナルカーボンに加え、エンボディドカーボンを含むライフサイクルカーボンの削減に取り組む必要があります。

宮崎型基準は、エンボディドカーボンを削減するための要素も含んでおり、ライフサイクルカーボンの削減に寄与することを企図しています。

本書が宮崎型気候風土適応住宅の適切な運用の一助となり、宮崎固有の気候や風土に応じた住宅が今後も継承されていくことを願います。



建築物のライフサイクルカーボンの構成

出典：建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想

－2025年4月－（建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議）

1 気候風土適応住宅の基準とは

(1) 気候風土適応住宅とは

気候風土適応住宅とは、地域の気候及び風土に応じた①様式・形態・空間構成、②構工法、③材料・生産体制、④景観形成、⑤住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であることにより、外皮基準に適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準^③（以下「告示」という。参考参照）に適合する住宅のことを指します。

(2) 気候風土適応住宅の基準とは

告示には、第1項第1号（国が定める基準）、第1項第2号（国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準）、第2項（所管行政庁が定める基準）の3つの基準が定められています。これらの基準に適合する住宅については、外皮基準への適用が免除され、一次エネルギー消費性能基準が適用されます。

2 宮崎型気候風土適応住宅の基準

(1) 基準の目的

宮崎型基準は、宮崎の気候風土に応じた特徴を備える住宅の基準を定めたものです。

本基準は、こうした住宅を引き続き整備可能にすることで、宮崎の「風景・景観」、「材料」、「職人の技術」を未来に継承していくことを目的としています。

(2) 宮崎型気候風土適応住宅の基準

宮崎型基準は、告示第2項に基づき、本県独自の気候風土適応住宅の基準として定めるものです。「様式・形態・空間構成」、「構工法」、「材料・生産体制」、「景観形成」、「住まい方」の観点毎に基準を定めることで、建物全体として宮崎型として想定される住宅を目指しています。具体的な基準は次のとおりです。

^③ 国土交通大臣が定める基準： 地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年11月15日国土交通省告示第786号）

宮崎型気候風土適応住宅の基準

告示第2項の規定により宮崎県において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

- 一 自然通風の取り込みに配慮し、引き戸を多用した間取りであること
- 二 内部の建具は、地場製作による建具であること
- 三 深い軒（軒の出寸法3尺（910mm）以上を設けることとし、妻側に窓がある場合には、庇（庇の出寸法1尺半（455mm）以上）を設けること
- 四 夏場には換気、冬場には日差しの取り入れを目的とした掃き出し窓（窓台天端の床面からの高さが300mm以下のものを含む）を設けることとし、その幅の各階の合計が次の各区分に応じ、それぞれ定める基準以上であること
 - イ 階数が1で、延べ床面積が130㎡以下の場合 1階部分の外壁周長の10%以上
 - ロ 階数が2以上、又は延べ床面積が130㎡を超える場合 1階部分の外壁周長の15%以上
- 五 窓の配置が対角・高低差、通風に配慮した位置であること
- 六 外部空間（敷地の周囲に公園、緑地又は広場等がある場合は、それらを活用することを含む）について、通風や日差しに配慮した庭や樹木の配置等が行われていること
- 七 長さ2間（3,640mm）以上の太鼓梁を2本以上用いていること
- 八 野地板は杉板等の県産材とし、軒裏が野地板現し又は自然素材による仕上げであること
- 九 適所に手刻み加工による伝統的な継手仕口を用いていること
- 十 屋根が瓦屋根又は茅葺屋根等の自然素材であること（軒先周りや下屋等については、軽量化のために金属屋根等とすることも可とする）
- 十一 外壁が無垢板張り又は漆喰塗、シラス塗等であること
- 十二 居室の壁を真壁とし、仕上げが無垢板壁、漆喰塗、シラス塗等又は和紙等の自然素材によるものであること
- 十三 居室の天井が野地板現し、板張り、竿縁天井、網代天井又は漆喰塗等の自然素材によるものであること
- 十四 床が畳又は無垢板張り（いずれも国産材に限る）であること
- 十五 県産木材（自然乾燥材推奨。一部に県外の国産材（古材を含む）を使用する場合も可とする）を使用した木造住宅であること
- 十六 地域の大工・職人が登用されていること
- 十七 宮崎やその地域に相応しい街並みや景観、風景となるよう配慮していること
- 十八 宮崎やその地域の植生を活用した緑化に配慮していること
- 十九 すだれ、よしずの利用や窓の開け閉め等の活用（雨戸、網戸、障子等の利用や濡れ縁、縁側の活用）により、気候風土を活用した住まい方ができること

(3) 宮崎型気候風土適応住宅の基準の解説

以下で【配慮事項】としているものは、その内容について図示等すること。

また、【提出（提示）書類等】としているものは、完了検査時に必須であり、これらを確認できない場合は宮崎型基準に適合しているものとならない。

① 自然通風の取り込みに配慮し、引き戸を多用した間取りであること

【解説】

- ・各室間の建具が原則引き戸であることや、続き間とするなど、各室の連続性の確保が図られていること
- ・非居室または水回り部分はこれによらないことも可とする

② 内部の建具は、地場製作による建具であること

【解説】

- ・県内または隣接県内で製作されたものとする
- ・非居室または水回り部分はこれによらないことも可とする

【提出（提示）書類等】

- ・納品書等

【補足】

- ・地場製作建具とする旨図面等に明示(地場製作によらない建具を用いる場合は図示)すること
- ・非居室とは、物入れ、クローゼット等とし、水回り部分とは、原則風呂のみとすることが望ましいが、洗面、トイレ、キッチンを含めることも可とする

③ 深い軒（軒の出寸法3尺（910mm）以上を設けることとし、妻側に窓がある場合には、庇（庇の出寸法1尺半（455mm）以上）を設けること

【解説】

- ・寸法は、外壁の柱芯又は壁芯から先端まで（雨樋を除く）とする



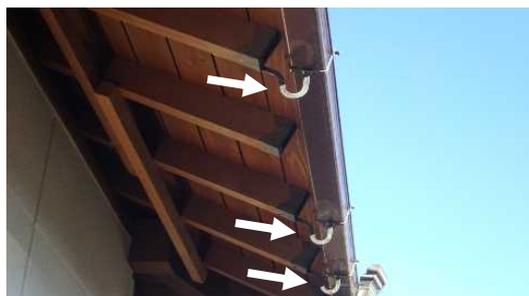
深い軒を設けた例

④ 夏場には換気、冬場には日差しの取り入れを目的とした掃き出し窓（窓台天端の床面からの高さが300mm以下のものを含む）を設けることとし、その幅の各階の合計が次の各区分に応じ、それぞれ定める基準以上であること

イ 階数が1で、延べ床面積が130㎡以下の場合 1階部分の外壁周長の10%以上
ロ 階数が2以上、又は延べ床面積が130㎡を超える場合 1階部分の外壁周長の15%以上

【解説】

- ・原則、建物の南側の面で確保すること
- ・外壁周長は、外壁の柱芯又は壁芯での寸法とする
- ・開口部の幅は有効寸法とする
- ・すだれ等が設置しやすい配慮がされていること



すだれ等が設置しやすい配慮の例

⑤ 窓の配置が対角・高低差、通風に配慮した位置であること

【解説】

- ・ 高低については、地窓や高窓等により確保されていること
- ・ 異なる外壁面に高低差のある開口部を1組以上設置
- ・ 各居室は自然通風の流れを考慮して開口部が配置されていること

【補足】

- ・ 高窓等については、天井面から50cm以内の範囲に開口部（一部でも可）が確保されていること

⑥ 外部空間（敷地の周囲に公園、緑地又は広場等がある場合は、それらを活用することを含む）について、通風や日差しに配慮した庭や樹木の配置等が行われていること

【配慮事項】

【解説】

- ・ 通風を確保しようとする居室と外部空間（庭等）の連続性が確保されていること
- ・ 日差しに配慮した樹木（落葉樹や常緑樹）の配置、塀の設置等

⑦ 長さ2間（3,640mm）以上の太鼓梁を2本以上用いていること

【解説】

- ・ 太鼓梁が現しかどうかは問わない

【提出（提示）書類等】

- ・ （目視確認できない場合）写真

【補足】

- ・ 太鼓梁の位置、寸法を図示すること



太鼓梁の設置例

⑧ 野地板は杉板等の県産材とし、軒裏が野地板現し又は自然素材による仕上げであること

【提出（提示）書類等】

- ・ （目視確認できない場合）写真
- ・ 木材供給業者等の証明（参考様式）

【補足】

- ・ 自然塗料や木材保護塗料等は可能

⑨ 適所に手刻み加工による伝統的な継手仕口を用いていること

【解説】

- ・ 一部分でも可
- ・ 太鼓梁の両端（一本につき2箇所以上）は必須とする

【提出（提示）書類等】

- ・ 写真（継手仕口が写った搬入状況写真も可）

【補足】

- ・ 手刻み加工とする範囲を図示すること
- ・ 写真は黒板を用いるなど、物件及び部位を特定できるようにすること



写真の例

⑩ 屋根が瓦屋根又は茅葺屋根等の自然素材であること（軒先周りや下屋等については、軽量化のために金属屋根等とすることも可とする）

【補足】

- ・ 屋根瓦の仕様（粘土瓦、セメント瓦等）は問わない

⑪ 外壁が無垢板張り又は漆喰塗、シラス塗等であること

【解説】

- ・ 塗壁は左官仕上げのものに限る
- ・ 下地の仕様は問わない

【補足】

- ・ 土塗壁、モルタル塗壁を含む
- ・ 無垢板の自然塗料や木材保護塗料等は可能

⑫ 居室の壁を真壁とし、仕上げが無垢板壁、漆喰塗、シラス塗等又は和紙等の自然素材によるものであること

【補足】

- ・土塗壁を含む
- ・無垢板の自然塗料や木材保護塗料等は可能
- ・内装制限で必要な部分において、不燃化粧板等を用いることは可能

⑬ 居室の天井が野地板現し、板張り、竿縁天井、網代天井又は漆喰塗等の自然素材によるものであること

【補足】

- ・自然塗料や木材保護塗料等は可能
- ・内装制限で必要な部分において、不燃化粧板等を用いることは可能

⑭ 床が畳又は無垢板張り（いずれも国産材に限る）であること

【解説】

- ・非居室または水回り部分はこれによらないことも可とする

【補足】

- ・自然塗料や木材保護塗料等は可能
- ・非居室とは、物入れ、クローゼット等とし、水回り部分とは、原則風呂のみとすることが望ましいが、洗面、トイレ、キッチンを含めることも可とする

⑮ 県産木材（自然乾燥材推奨。一部に県外の国産材（古材を含む）を使用する場合も可とする）を使用した木造住宅であること

【提出（提示）書類等】

- ・木材供給業者等の証明（参考様式）

【補足】

- ・県産木材を使用する旨、図面に明記すること

⑯ 地域の大工・職人が登用されていること

【解説】

- ・技術力等確保のため、地域以外の大工・職人が含まれている場合も可とする

【提出（提示）書類等】

- ・登用されていることの証明（参考様式）

【補足】

- ・登用の期間、雇用形態は問わない

⑰ 宮崎やその地域に相応しい街並みや景観、風景となるよう配慮していること

【配慮事項】

【解説】

- ・屋根勾配(4寸勾配等)や外部仕上げでの材料や色彩への配慮等
- ・格子・庇、木塀、生垣、竹垣の設置等

【補足】

- ・自治体により景観条例等の定めあり

⑱ 宮崎やその地域の植生を活用した緑化に配慮していること【配慮事項】

【解説】

- ・数量は問わない

【補足】

- ・特定外来生物は不可
- ・採用する植生（名称）を図示すること

⑲ すだれ、よしずの利用や窓の開け閉め等の活用（雨戸、網戸、障子等の利用や濡れ縁、縁側の活用）により、気候風土を活用した住まい方ができること

【解説】

- ・すだれ、よしずの利用や、開口部は雨戸、網戸、障子等の建具を重ね使いすることによって、外部環境の取り入れや対応ができること

(4) 基準の適用等

①対象地域

宮崎県内の全域（特定行政庁：宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市）

②対象住宅

木造住宅

③適用

宮崎型基準は、これを公表した日以降に適用できるものとする。なお、基準の見直しを行った場合は、見直し後の基準が公表された日以降に適用が可能であり、見直し前の時点で従前の基準により設計が行われたものについては、従前の基準が適用できます。宮崎型基準については、県のホームページで一括して公表し、変更があった場合は変更の内容や変更が適用される期日など、その履歴を含めて公表します。

④用語の定義・運用

本資料に定めのない用語の定義や運用方法は、「気候風土適応住宅の解説」（一般社団法人日本サステナブル建築協会）を御覧ください。

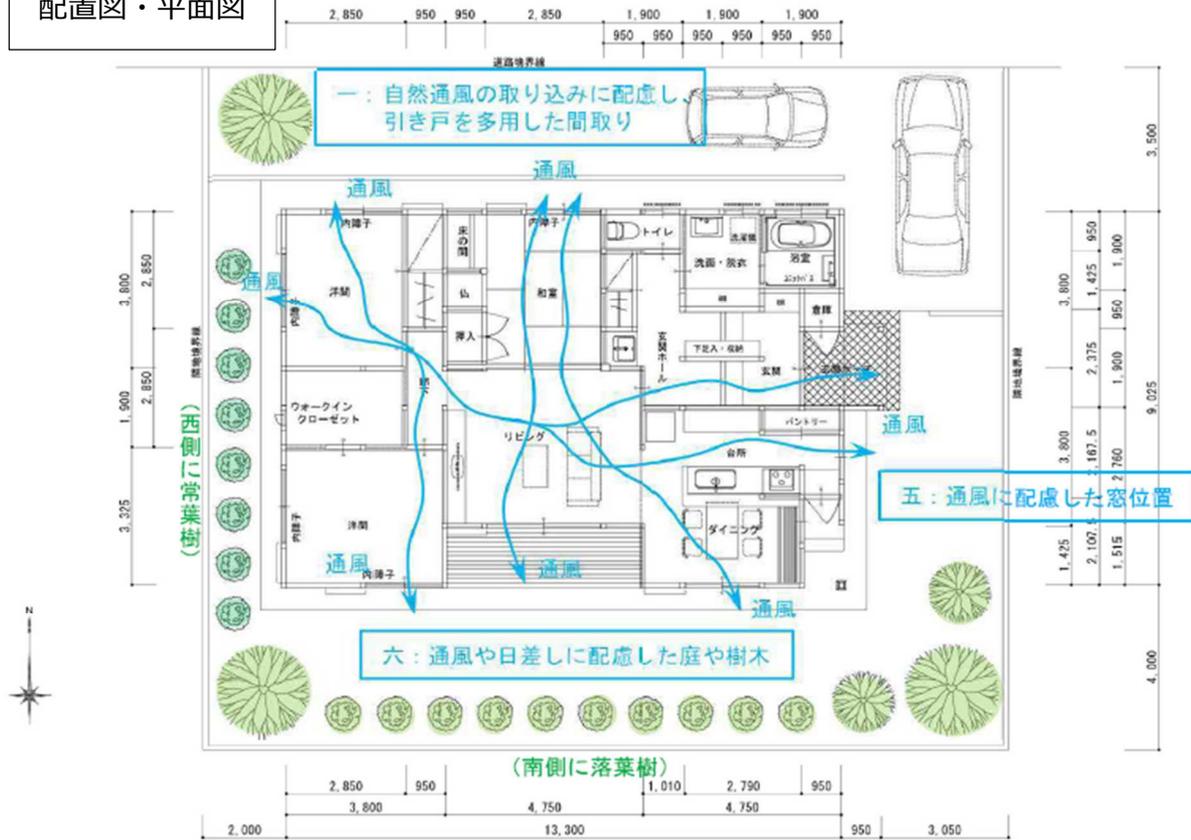
資料掲載ホームページ：<https://www.jsbc.or.jp/document/index.html>

(5) 宮崎型気候風土適応住宅モデルプラン (平家建て)

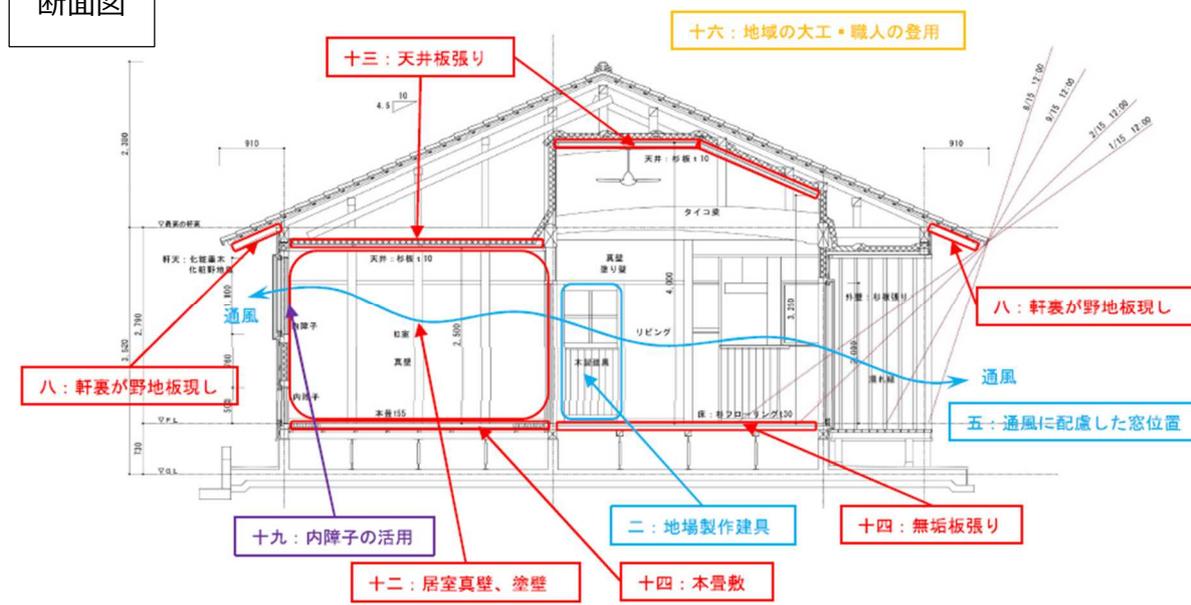
基準の観点



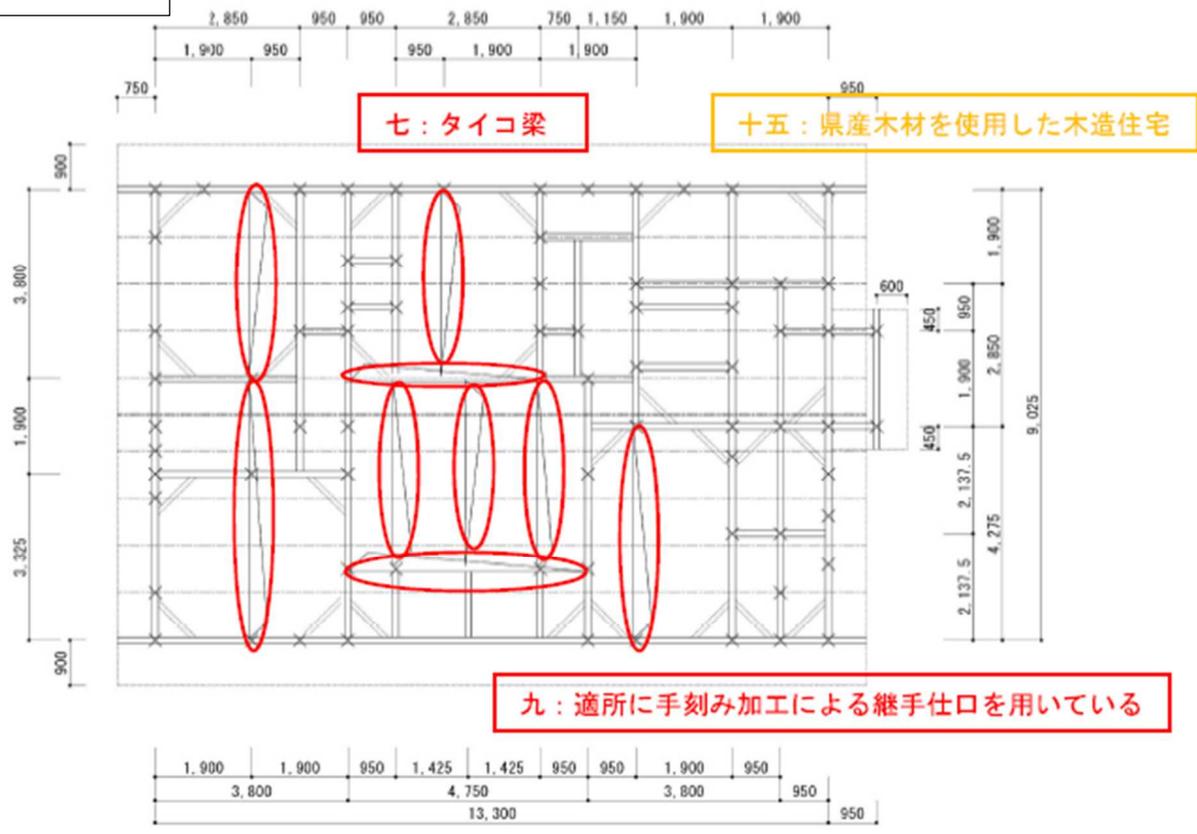
配置図・平面図



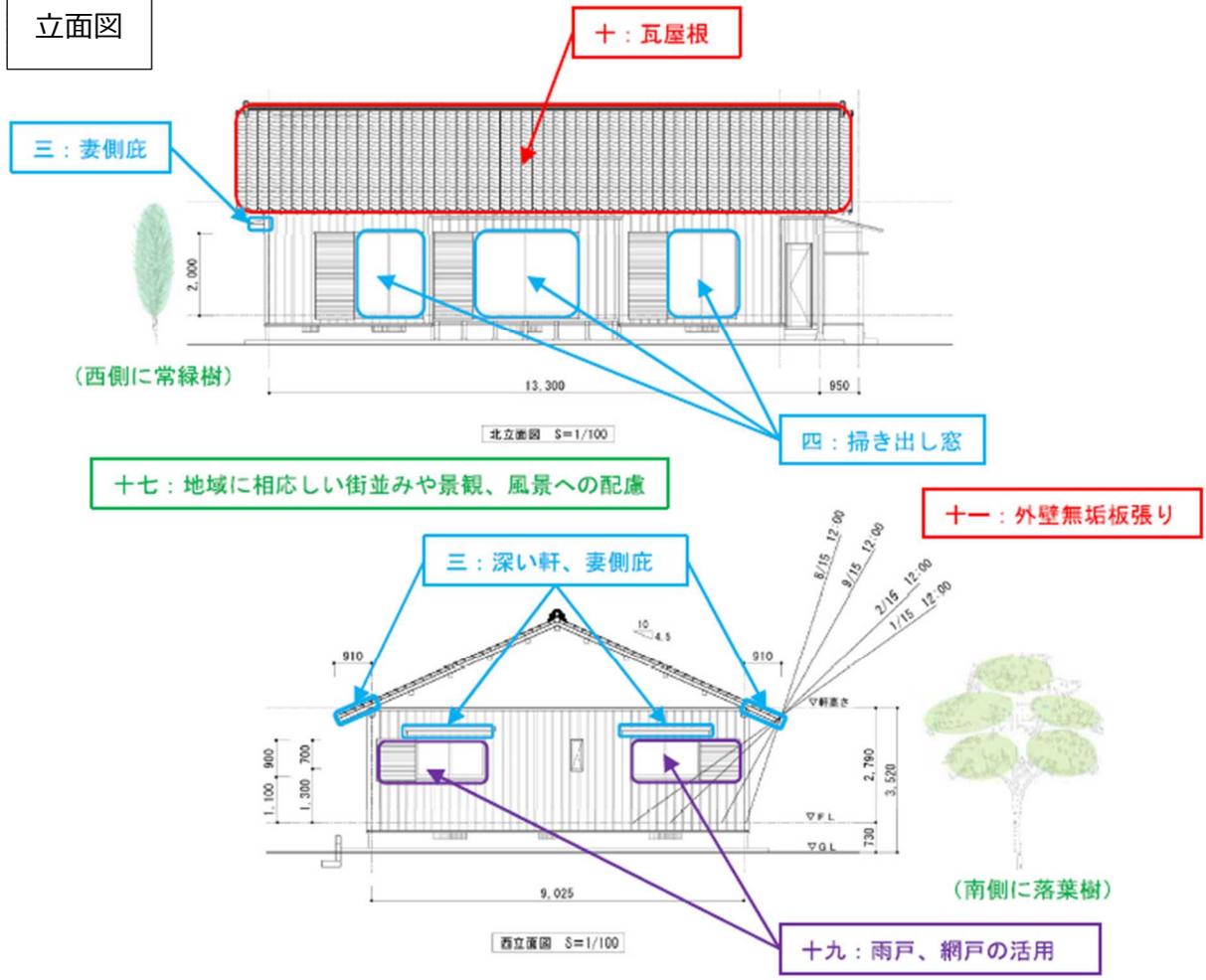
断面図



小屋伏図



立面図



仕上表

外部仕上表 (平屋建て)

屋根	屋根：日本瓦(粘土瓦)葺き ゴムアスルーフィング t1.0 杉野地板 t15
軒先	化粧垂木・化粧野地板 木材保護塗料塗
矢切	ラスモルタル下地漆喰仕上げ
外壁	杉板縦張り(目板押え)t15 木材保護塗料塗
巾木	モルタル金鍍仕上
犬走	モルタル金鍍仕上
外部建具	アルミサッシ・複層ガラス仕様
玄関建具	木製建具(地元建具店製作)
断熱材	壁・天井裏共 グラスウール t75 16kg
ウッドデッキ	床：杉30 x 100 壁：杉板縦張り(目板押え) 天井：杉板 t10

内部仕上表

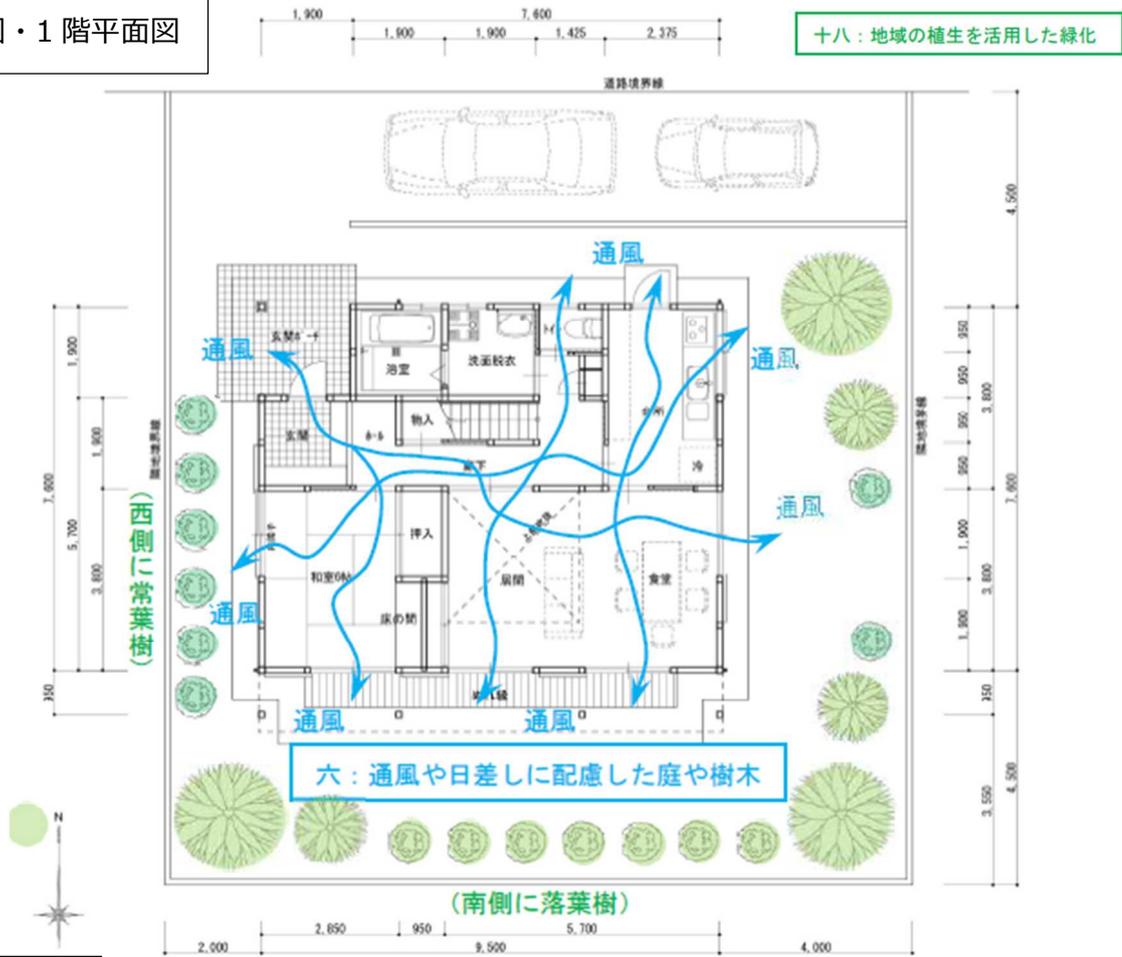
玄関	床：モルタル金鍍仕上 巾木：モルタル金鍍仕上 腰壁：杉板 t10 壁：P. Bt12.5下地和紙張り 天井：杉板張り t10
ホール	床：杉フローリング t30 巾木：杉 腰壁：杉板 t10 壁：P. Bt12.5下地和紙張り 天井：P. Bt9.5下地和紙張り
台所	床：杉フローリング t30 巾木：杉 壁：ラスボード t7下地シラス壁塗り 天井：P. Bt9.5下地和紙張り
ダイニング	床：杉フローリング t30 巾木：杉 壁：ラスボード t7下地シラス壁塗り 天井：P. Bt9.5下地和紙張り
リビング	床：杉フローリング t30 巾木：杉 壁：ラスボード t7下地シラス壁塗り 天井：杉板 t10
和室	床：座板(杉)t15タタミ t55 畳寄せ：杉 壁：ラスボード t7下地シラス壁塗り 天井：杉板 t10
洋間	床：杉フローリング t30 巾木：杉 壁：杉板 t10 天井：P. Bt9.5下地和紙張り
トイレ	床：杉フローリング t30 巾木：杉 腰壁：杉板 t10 壁：P. Bt12.5下地和紙張り 天井：P. Bt9.5下地和紙張り
洗面脱衣室	床：杉フローリング t30 巾木：杉 壁：杉板 t10 天井：杉板 t10
浴室	システムバス
押入・収納	床：杉板 t15 巾木：雑巾摺(杉) 壁：杉板 t10 天井：杉板 t10

宮崎型気候風土適応住宅モデルプラン（2階建て）

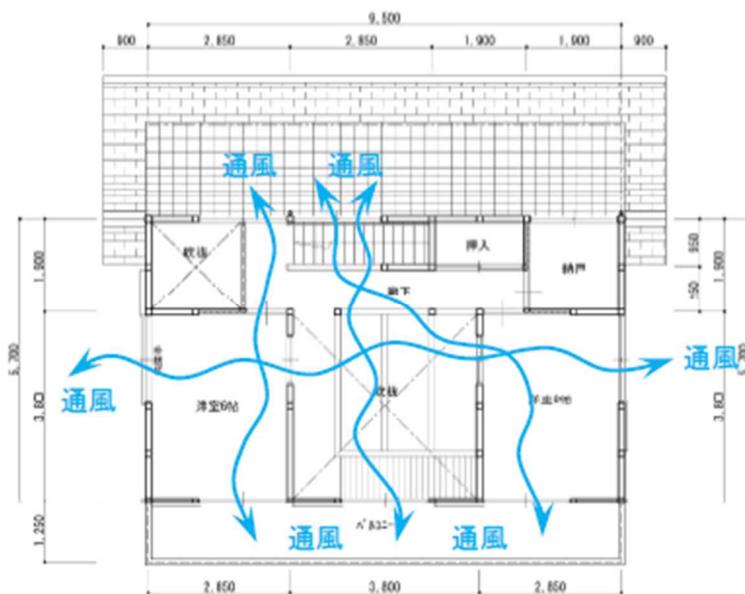
基準の観点

- 1) 様式・形態・空間構成
- 2) 構工法
- 3) 材料・生産体制
- 4) 景観形成
- 5) 住まい方

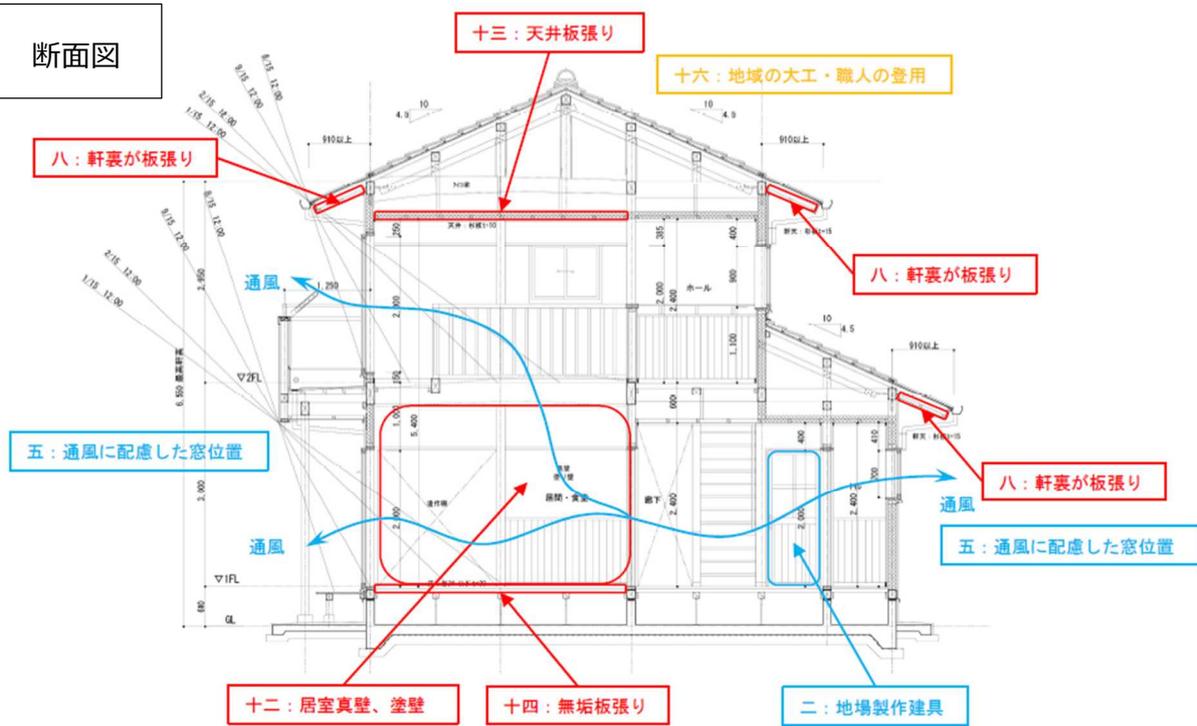
配置図・1階平面図



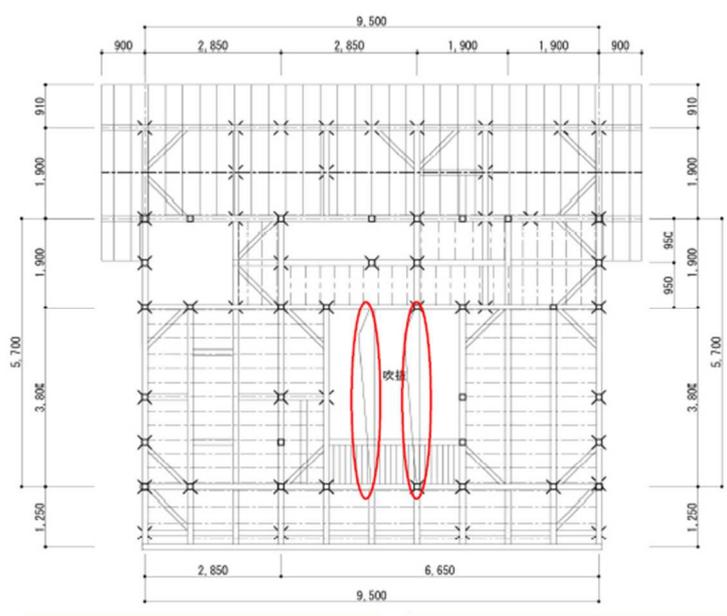
2階平面図



断面図



2階床伏図

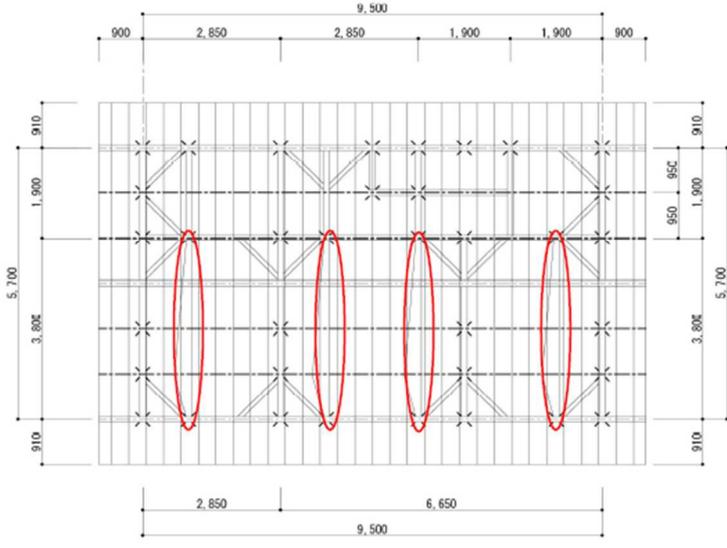


七: タイコ梁

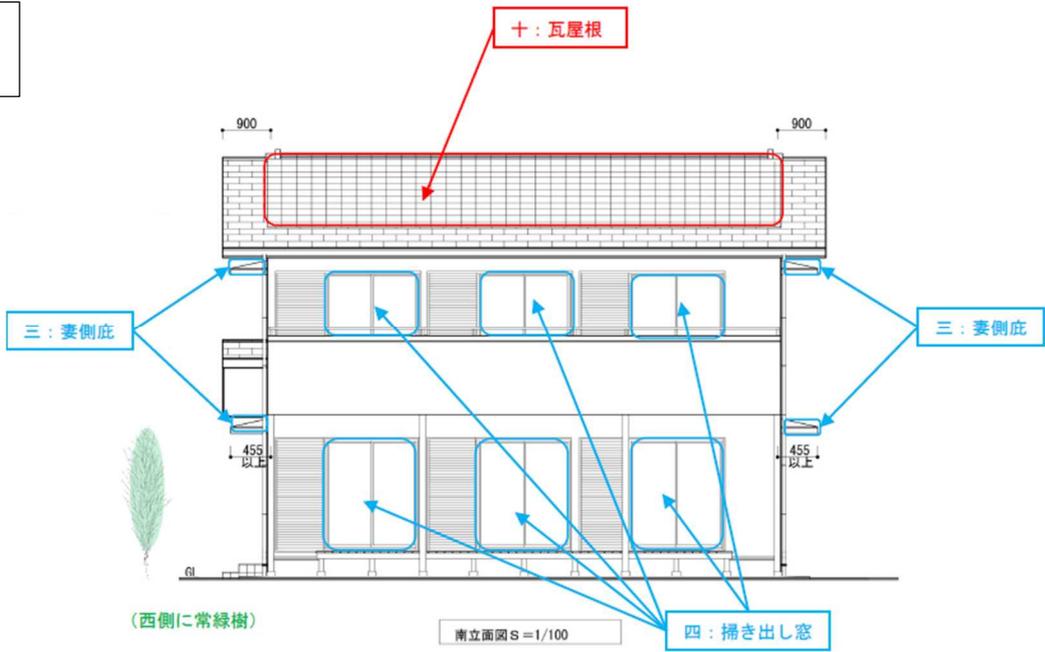
十五: 県産木材を使用した木造住宅

九: 適所に手刻み加工による継手仕口を用いている

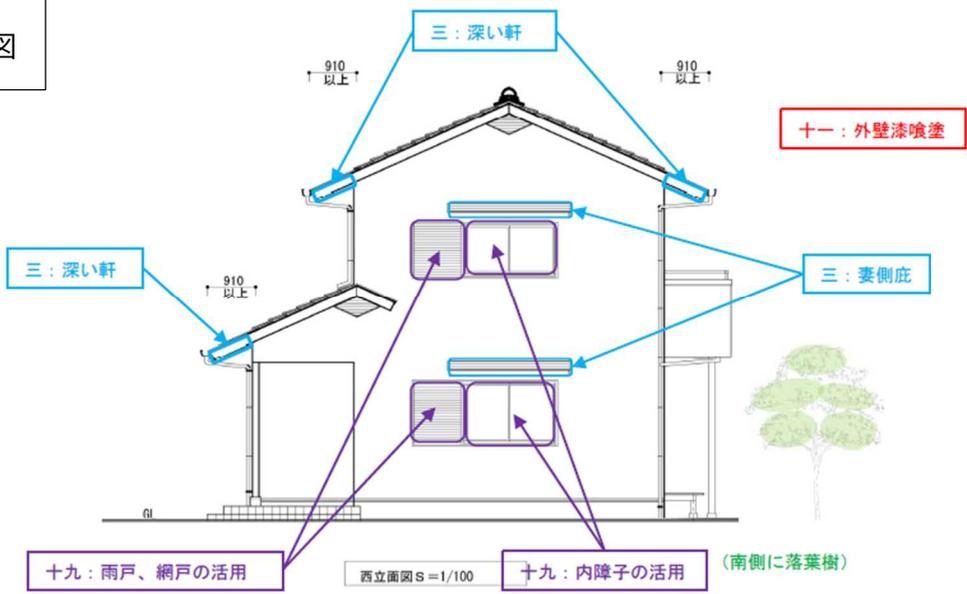
小屋伏図



立面図



立面図



仕上表

外部仕上表 (2階建て)	
屋根	屋根：日本瓦(粘土瓦)葺き ゴムアスルーフィング t1.0 杉野地板 t15
軒先	軒天：杉板 t15 破風板・鼻隠し：杉板 t30 木材保護塗料塗
矢切	ラスモルタル下地漆喰仕上げ
外壁	ラスモルタル下地漆喰仕上げ
巾木	モルタル金鍍仕上
犬走	モルタル金鍍仕上
外部建具	アルミサッシ・複層ガラス仕様
玄関建具	木製建具(地元建具店製作)
断熱材	壁・天井裏共 グラスウール t75 16kg
ウッドデッキ	床：杉30×100 壁：杉板縦張り(目板押え) 天井：杉板 t10

内部仕上表

玄関	床：モルタル金鍍仕上 巾木：モルタル金鍍仕上 腰壁：杉板 t10 壁：P.Bt12.5下地和紙張り 天井：杉板張り t10
ホール	床：杉フローリング t30 巾木：杉 腰壁：杉板 t10 壁：P.Bt12.5下地和紙張り 天井：P.Bt9.5下地和紙張り
台所	床：杉フローリング t30 巾木：杉 壁：ラスボード t7下地シラス壁塗り 天井：P.Bt9.5下地和紙張り
ダイニング	床：杉フローリング t30 巾木：杉 壁：ラスボード t7下地シラス壁塗り 天井：P.Bt9.5下地和紙張り
リビング	床：杉フローリング t30 巾木：杉 壁：ラスボード t7下地シラス壁塗り 天井：杉板 t10
和室	床：座板(杉)t15タタミ t55 畳寄せ：杉 壁：ラスボード t7下地シラス壁塗り 天井：杉板 t10
洋間	床：杉フローリング t30 巾木：杉 壁：杉板 t10 天井：P.Bt9.5下地和紙張り
トイレ	床：杉フローリング t30 巾木：杉 腰壁：杉板 t10 壁：P.Bt12.5下地和紙張り 天井：P.Bt9.5下地和紙張り
洗面脱衣室	床：杉フローリング t30 巾木：杉 壁：杉板 t10 天井：杉板 t10
浴室	システムバス
押入・収納	床：杉板 t15 巾木：雑巾摺(杉) 壁：杉板 t10 天井：杉板 t10

3 宮崎型気候風土適応住宅の運用

(1) 宮崎型基準の利用

宮崎型基準は、この基準に該当する住宅の建築等を行う場合に、省エネ基準適合性判定や、仕様基準を用いて省エネ性能を評価した建築確認において活用することが可能です。なお、省エネ審査が省略される場合や建築確認申請が不要な場合において、建築士の責任において省エネ基準適合の確認に利用することを妨げるものではありません。

本基準は気候風土適応住宅のための基準となっておりますので、建築基準法への法適合は別途確認を行ってください。

また、宮崎型基準は必要に応じて見直し等を行うことがありますので、県ホームページ等で最新の基準を御確認ください。

(2) 宮崎型気候風土適応住宅チェックリスト（別紙 1）

本チェックリストは、下記に掲げる図書の一部として扱うことができます。

- ・省エネ基準適合性判定（建築物省エネ法施行規則第 3 条第 1 項表(イ)欄）
「設計内容説明書」
- ・建築確認申請（建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 2 第 85 の 2 項）
「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書」

(3) 運用上の注意点

省エネ性能の向上は、将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるために不可欠です。宮崎型気候風土適応住宅基準に適合する住宅については、外皮基準への適用が免除されますが、可能な範囲で外皮性能の向上に努めましょう。

また、次の点について御注意ください。

①増改築

増改築する場合にあつては、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日の改正により、当該増改築をする部分に限って、省エネ基準への適合が義務付けられるよう見直されています。

増改築部分に係る一般的な省エネ基準への適合の評価は、外皮性能及び一次エネルギー消費量のそれぞれについて、標準計算または仕様基準等により行うこととされていますが、宮崎型基準を利用する場合は、外皮性能の仕様基準等の評価の代わりに宮崎型気候風土適応住宅チェックリストによる仕様確認を行うこととなります。

既存の建築物が宮崎型基準を利用した建築物であっても増改築する部分の仕様が宮崎

型基準によらない仕様等を用いる場合、増改築部分の外皮性能は基準省令第1条第1項第2号イの規定に基づく仕様基準等に適合させる必要がある場合もありますので、増改築の計画の初期段階で特定行政庁等へ事前相談を行うようにしてください。

②変更の取扱い

宮崎型基準に関する変更における軽微な変更または計画変更の判断については、以下のとおりです。宮崎型基準に関する変更の手続きについては、該当する以下の各手続きの中で行ってください。（宮崎型基準の変更に係る様式の定めはありません。）

・省エネ基準適合性判定

変更の内容が建築物省エネ法施行規則第5条に該当する場合は軽微な変更、そうでない場合は計画変更となります。

・建築確認申請

変更の内容が建築基準法施行規則第3条の2に該当する場合は軽微な変更、そうでない場合は計画変更となります。

計画変更により宮崎型基準を満たさなくなった場合、外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イの規定に基づく性能基準または仕様基準等に適合させる必要が生じますので、計画変更に係る部分の工事着手前に所管行政庁等へ事前相談を行うようにしてください。

③工事監理【重要】

完了検査では、宮崎型基準に適合しているかどうかの検査も行われます（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物で、同法第7条の5の検査の特例を適用するものを除く。）。目視確認できない事項は2（1）に記載の提出（提示）書類等により確認します。

これらが確認できない場合は宮崎型基準を満たしたことにならず、外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イの規定に基づく性能基準または仕様基準等に適合させる必要が生じます。この場合、基準に適合させることは非常に困難になることが想定されますので、工事監理（書類の整備）には細心の注意を払ってください。

④維持管理（修繕等）

建築物の修繕、模様替や設備機器の改修（以下「修繕等」という。）にあたっては、省

エネ性能の向上に努める必要があります。適切な修繕等が行われなかった場合、将来、増改築する際に基準への適合が困難にある恐れがありますので、宮崎型気候風土適応住宅基準に適合した修繕等を行うよう心がけてください。

なお、修繕等の設計を行う建築士においては、建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならないとされています。

⑤設計者の建築主に対する説明（住まい方）

宮崎型気候風土適応住宅においては、その意義を踏まえると、建築計画のみならず、可能な限り省エネ性能の向上に資する住まい方に努めていただくことが重要です。設計者におかれましては、宮崎型気候風土適応住宅基準適用に当たり、宮崎型基準で求められている住まい方について、建築主に対して説明を行うよう努めてください。

4 宮崎型気候風土適応住宅の改正履歴と適用

- ・令和4年3月31日…当初基準策定・運用開始(参考資料参照)
- ・令和7年8月1日…基準改正・適用開始

参考：参照条文

告示第 786 号 気候風土適応住宅であり外皮基準に適合させることが困難であるものを定める基準

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準

(令和元年 11 月 15 日 国交省告示第 786 号)

改正 (令和 6 年 6 月 28 日 国交省告示第 975 号)

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

一 次のイから二までのいずれかに該当するものであること

イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること

ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

ハ 屋根が茅葺であること

二 次の(1)及び(2)に該当すること

(1) 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること

(i) 片面を真壁造とした土塗壁であること

(ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること

(iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

(2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること

(i) 屋根が以下のいずれかの構造であること

① 化粧野地天井

② 面戸板現し

③ せがい造り

(ii) 床が板張りであること

(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること

二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること

2 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めたときは、気候風土適応住宅の基準は、1の規定にかかわらず、当該別に定めた要件に該当するものであることとする。

宮崎型気候風土適応住宅チェックリスト

宮崎型気候風土適応住宅チェックリスト (ver.1)							
物件名： ○○邸新築工事							
設計者： ○○設計事務所 ○○ ○○							
観点	区分	番号	宮崎型気候風土適応住宅の基準 (告示786号第2項)	基準の解説/留意事項	提出 (提示) 書類等	チェック	
1) 様式・形態・空間構成	内部	内部空間	1	自然通風の取り込みに配慮し、引き戸を多用した間取りであること	・各室間の建具が原則引き戸であることや、続き間とするなど、各室の連続性の確保が図られていること ・非居室または水回り部分はこれによらないことも可とする		<input type="checkbox"/>
		建具	2	内部の建具は、地場製作による建具であること	・県内または隣接県内で製作されたものとする ・非居室または水回り部分はこれによらないことも可とする	・納品書等	<input type="checkbox"/>
	内外境界部	屋根・軒	3	深い軒(軒の出寸法3尺(910mm)以上を設けることとし、妻側に窓がある場合には、庇(庇の出寸法1尺半(455mm)以上)を設けること	・寸法は、外壁の柱芯又は壁芯から先端まで(雨樋を除く)とする		<input type="checkbox"/>
		開口部	4	夏場には換気、冬場には日差しの取入れを目的とした掃き出し窓(窓台天端の床面からの高さが300mm以下のものを含む)を設けることとし、その幅の各階の合計が次の各区分に応じ、それぞれ定める基準以上であること イ 階数が1で、延べ床面積が130㎡以下の場合 1階部分の外壁周長の10%以上 ロ 階数が2以上、又は延べ面積が130㎡を超える場合 1階部分の外壁周長の15%以上	・原則、建物の南側の面で確保すること ・外壁周長は、外壁の柱芯又は壁芯での寸法とする ・開口部の幅は有効寸法とする ・すだれ等が設置しやすい配慮がされていること		<input type="checkbox"/>
			5	窓の配置が対角・高低等、通風に配慮した位置であること	・高低については、地窓や高窓等により確保されていること ・異なる外壁面に高低差のある開口部を1組以上設置 ・各居室は自然通風の流れを考慮して開口部が配置されていること		<input type="checkbox"/>
	外部	6	外部空間(敷地の周囲に公園、緑地又は広場等がある場合は、それらを活用することを含む)について、通風や日差しに配慮した庭や樹木の配置等が行われていること	・通風を確保しようとする居室と外部空間(庭等)の連続性が確保されていること ・日差しに配慮した樹木(落葉樹や常緑樹)の配置、塀の設置等		<input type="checkbox"/>	
2) 構工法	構造部分	構造部材	7	長さ2間(3,640mm)以上の太鼓梁を2本以上用いていること	・太鼓梁が現しかどうかは問わない	・(目視確認できない場合) 写真	<input type="checkbox"/>
		小屋組・軒構法	8	野地板は杉板等の県産材とし、軒裏が野地板現し又は自然素材による仕上げであること		・(目視確認できない場合) 写真	<input type="checkbox"/>
		接合方式・加工法	9	適所に手刻み加工による伝統的な継手仕口を用いていること	・一部分でも可 ・太鼓梁の両端(一本につき2箇所以上)は必須とする	・写真	<input type="checkbox"/>
	非構造部分(外部)	屋根	10	屋根が瓦屋根又は茅葺屋根等の自然素材であること(軒先周りや下屋等については、軽量化のために金属屋根等とすることも可とする)			<input type="checkbox"/>
		外壁	11	外壁が無垢板張り又は漆喰塗、シラス塗等であること	・塗壁は左官仕上げのものに限る ・下地の仕様は問わない		<input type="checkbox"/>
	非構造部分(内部)	内壁・内天井	12	居室の壁を真壁とし、仕上げが無垢板壁、漆喰塗、シラス塗等又は和紙等の自然素材によるものであること			<input type="checkbox"/>
13			居室の天井が野地板現し、板張り、竿線天井、網代天井又は漆喰塗等の自然素材によるものであること			<input type="checkbox"/>	
内部床		14	床が畳又は無垢板張り(いずれも国産材に限る)であること	・非居室または水回り部分はこれによらないことも可とする		<input type="checkbox"/>	
3) 材料・生産体制	地域材料の使用	15	県産木材(自然乾燥材推奨。一部に県外の国産材(古材を含む)を使用する場合も可とする)を使用した木造住宅であること		・木材供給業者等の証明(参考様式)	<input type="checkbox"/>	
	地域に根ざした生産・維持管理の体制	16	地域の木工・職人が登用されていること	・技術力等確保のため、地域以外の木工・職人が含まれている場合も可とする	・登用されていることの証明(参考様式)	<input type="checkbox"/>	
4) 景観形成	景観の維持・形成	17	宮崎やその地域に相応しい街並みや景観、風景となるよう配慮していること	・屋根勾配(4寸勾配等)や外部仕上げでの材料や色彩への配慮等 ・格子・庇、木塀、生垣、竹垣の設置等		<input type="checkbox"/>	
	緑・生態系の維持	18	宮崎やその地域の植生を活用した緑化に配慮していること	・数量は問わない		<input type="checkbox"/>	
5) 住まい方	設備に頼らない暮らし	19	すだれ、よしずの利用や窓の開け閉め等の活用(雨戸、網戸、障子等の利用や濡れ縁、縁側の活用)により、気候風土を活用した住まい方ができること	・すだれ、よしずの利用や、開口部は雨戸、網戸、障子等の建具を重ね使うことによって、外部環境の取り入れや対応ができること		<input type="checkbox"/>	
	気象要素を制御・活用する暮らし						
備考			本基準のうち、第6号、第17号、第18号については配慮事項であり、その内容を記載すること				

※特段の定めがない用語の定義や運用は、「気候風土適応住宅の解説」による。

宮崎型気候風土適応住宅の基準（令和元年11月15日国土交通省告示第786号（以下「告示」という。）第2項の基準）

【適用期間 令和4年3月31日～令和7年7月31日】

告示第2項の規定により宮崎県において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

一 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること

イ 次の（1）及び（2）に該当すること

（1）外壁等の構造が次の（i）から（v）までのいずれかに該当すること

（i）告示第1項第一号八（1）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること

（ii）片面を真壁とした貫構造（例：屋外側をモルタル塗りの真壁又は大壁とし、室内側をラスボード下地の漆喰塗りの真壁とする等）であること

（iii）軒部分の屋根の構造がせがい造り又ははね木であること

（iv）接合方式が手刻み加工による伝統的な継手仕口であること

（v）石場建てなど開放的な床下であること

（2）内部の非構造部分が次の（i）～（iv）までのいずれかに該当すること

（i）告示第1項第一号八（2）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること

（ii）天井の過半が竿縁天井又は網代天井であること

（iii）床が本畳又は無垢板張り（二重張りとする場合を含む。）であること

（iv）屋内空間に長辺方向が1間以上の土間（三和土）を設けていること

ロ 次の（1）から（6）までのうち、4項目以上に該当すること

（1）軒が深い軒庇（軒庇の出900mm以上）であること

（2）軒裏が野地板現しであること

（3）屋根が瓦屋根又は茅葺屋根等の自然素材であること（軒先周りや下屋等については、軽量化のために金属屋根等とすることも可とする。）

（4）外壁の仕上げが無垢板張り又は漆喰塗等（砂漆喰・モルタル塗りを含む。）であること

（5）内部の建具が地場製作による建具（引き戸を推奨）であること

（6）内部の壁を真壁とし、仕上げが無垢板壁又は塗壁（漆喰塗、シラス塗等）等の自然素材によるものであること

二 建築計画全般について、次のイからリに配慮し、6項目以上取り組まれていること

イ 自然通風の取り込みに配慮した間取りや建築計画とすること

ロ 夏場には換気、冬場には日差しの取入れを目的とした大きな窓（掃き出し窓2カ所以上かつ開口部の高さ1,800mm以上、開口幅の合計3,640mm以上である等）を設けること

ハ 対角・高低等通風に配慮した窓の位置とすること

ニ 外部空間（敷地の周囲に公園、緑地又は広場等がある場合は、それらを活用することを含む。）について、通風や日差しに配慮した庭や樹木の配置、木塀（ルーバー等）の設置を行うこと

- ホ 使用する木材は県産木材（自然乾燥を推奨）とすること（古材を用いる場合や一部に
県外の国産材を使用する場合も可とする。）
- ヘ 地域の大工・建築職人を登用すること
- ト 周囲の街並みや景観、風景との調和に配慮すること
- チ 地域の植生を活用した緑化を行うこと
- リ すだれ・よしずの利用や窓の開け閉め等を活用した住まい方を推奨すること